

○墨田区子どもの医療費の助成に関する条例

平成5年9月30日

条例第30号

改正 平成6年3月30日条例第13号

平成8年6月28日条例第20号

平成11年3月12日条例第14号

平成12年3月30日条例第34号

平成12年12月12日条例第63号

平成14年9月30日条例第46号

平成17年3月30日条例第21号

平成18年3月30日条例第20号

(題名改称)

平成19年7月2日条例第40号

平成21年3月30日条例第16号

平成24年3月29日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

(平18条20・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「子どもを養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、

その生計を維持する者

3 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(平8条20・平18条20・平19条40・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、墨田区（以下「区」という。）の区域内に住所を有する子どもを養育している者であって、その者が養育する子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他墨田区規則（以下「規則」という。）で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもを養育している者は、当該子どもに係る医療費の助成については、対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 規則で定める施設に入所している者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

(平12条34・平17条21・平18条20・平21条16・平24条22・一部改正)

第4条 削除

(平11条14)

(助成の範囲)

第5条 区は、子どもの疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって子どもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。

2 前項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（平12条34・平14条46・平18条20・平19条40・一部改正）

（医療証の交付）

第6条 子どもに係る医療費の助成を受けようとする者は、養育する子どもについて、規則で定めるところにより、区長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（平18条20・平19条40・一部改正）

（医療費の助成方法）

第7条 子どもに係る医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当てを受けた場合に、区が助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより子どもに係る医療費の助成を行うことができる。

（平18条20・平19条40・平24条22・一部改正）

（食事療養標準負担額の支払方法）

第7条の2 前条第1項に規定する方法により子どもに係る医療費の助成を受ける対

象者は、食事療養標準負担額を負担すべき場合に当該標準負担額を厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

(平12条34・追加、平12条63・平18条20・平19条40・一部改正)

(届出義務等)

第8条 対象者は、第6条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

2 区長は、必要があると認めるときは、対象者に現況に関する届出を行わせることができる。

(平18条20・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第10条 区長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

付 則 (平成6年3月30日条例第13号)

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

付 則 (平成8年6月28日条例第20号)

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

付 則 (平成11年3月12日条例第14号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月30日条例第34号）

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成12年12月12日条例第63号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成14年9月30日条例第46号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成17年3月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年3月30日条例第20号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び付則第3項の規定は平成19年1月1日から、第3条の規定及び付則第4項の規定は墨田区規則（以下「規則」という。）で定める日から施行する。

（平成18年規則第86号により平成19年4月1日から施行）

- 2 第1条の規定による改正後の墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、平成18年4月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、平成19年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、付則第1項ただし書の規則で定める日以後における療養に係る医療費の助成につい

て適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成19年7月2日条例第40号）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成21年3月30日条例第16号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月29日条例第22号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○墨田区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

平成5年9月30日

規則第40号

改正 平成6年3月30日規則第12号

平成8年9月30日規則第73号

平成9年6月1日規則第36号

平成10年3月2日規則第2号

平成10年3月31日規則第48号

平成10年9月30日規則第71号

平成11年3月31日規則第24号

平成12年3月31日規則第33号

平成12年10月1日規則第104号

平成14年9月30日規則第73号

平成15年3月31日規則第23号

平成17年3月31日規則第28号

平成18年3月30日規則第12号

(題名改称)

平成18年9月29日規則第74号

平成18年12月13日規則第87号

平成19年9月28日規則第74号

平成20年3月31日規則第23号

平成20年9月29日規則第76号

平成25年2月25日規則第3号

平成27年12月28日規則第106号

平成28年3月9日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、墨田区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年墨田区条

例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平18規12・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 児童 乳幼児以外の子どもをいう。

(平19規74・全部改正)

(規則で定める法令)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(平9規36・平10規2・一部改正)

(規則で定める施設等)

第4条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第5条第1項に規定する子どもに係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除く。)をいう。

2 前項の施設に児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置によらずに入所している者を養育している者は、条例第3条第1項に規定する対象者として同項の規定を適用する。

(平18規74・全部改正、平19規74・平25規3・一部改正)

第5条から第7条まで 削除

(平11規則24)

(医療証の交付申請)

第8条 条例第6条の規定による申請は、乳幼児・子ども医療証交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類

(2) 子どもを養育していることを明らかにすることができる書類

(3) 対象者及び配偶者の前年の所得(1月から9月までの間に行う申請にあつては、前々年の所得)の状況を証する書類

(4) 対象者が児童手当法(昭和46年法律第73号)第18条第1項に規定する被用者である場合には、それを明らかにすることができる書類

2 前項の規定にかかわらず、児童手当法による児童手当の支給を受けている者が児童手当認定通知書又は児童手当支払決定通知書を提示するときは、同項第2号から第4号までの書類の添付を省略することができる。

3 区長は、条例第6条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは医療証(乳幼児に係るものにあつては第2号様式(以下「乳幼児医療証」という。))、児童に係るものにあつては第2号の2様式(以下「子ども医療証」という。))を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは子ども医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

4 区長は、前項の規定により対象者として乳幼児医療証の交付を受けた者が、当該医療証に係る乳幼児が6歳に達した日以後の最初の4月1日において引き続き条例第3条に規定する対象者に該当すると認めるときは、当該対象者に対し子ども医療証を交付する。

(平6規12・旧第8条繰上、平8規73・旧第5条繰下・一部改正、平11規24・平14規73・平18規87・平19規74・平20規23・平28規14・一部改正)

(医療証の有効期間)

第9条 医療証の有効期間は、前条第1項の申請をした日から最初に到来する9月30日までとし、以後毎年10月1日に更新する。ただし、当該有効期間は、乳幼児医療証にあつては当該医療証に係る乳幼児が6歳に達した日以後の最初の3月31日を超えないものとし、子ども医療証にあつては当該医療証に係る児童が15歳に達した日以後の最初の3月31日を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、子どもの出生又は転入により対象者に該当した者に係る医療証の有効期間の始期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 対象者に該当した日の翌日から起算して15日以内に前条第1項の申請をした場合 対象者に該当した日

(2) 対象者に該当した日の翌日から起算して15日を経過する日以後に前条第1項の申請をした場合で、対象者に該当した日の属する月と当該申請をした日の属する月とが同じであるとき。 対象者に該当した日

(3) 対象者に該当した日の翌日から起算して15日を経過する日以後に前条第1項の申請をした場合で、当該申請をした日の属する月が対象者に該当した日の属する月より後であるとき。 申請をした日の属する月の初日

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の医療証の有効期間の始期は、当該各号に定める日とする。

(1) 災害その他やむを得ない事情により前条第1項の申請ができなかったと区長が認める場合 区長が認めた日

(2) 前条第4項の規定により子ども医療証を交付した場合 乳幼児が6歳に達した日以後の最初の4月1日

(平20規23・全部改正)

(医療証の返還)

第10条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を区長に返還しなければならない。

(平6規12・旧第10条繰上、平8規73・旧第7条繰下)

(医療証の再交付)

第11条 対象者は、医療証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、子ども医療費助成制度医療証再交付申請書(第4号様式)により区長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破損し、又は汚損したときの前項の規定による申請には、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、紛失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を区長に返還しなければならない。

(平6規12・旧第11条繰上、平8規73・旧第8条繰下、平19規74・平25規3・平28規14・一部改正)

(子どもに係る医療費の助成の方法の特例)

第12条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法により子どもに係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、区長が特に必要があると認めたとき。

2 条例第7条第2項の規定により医療費の助成を受けようとする対象者は、子ども医療助成費支給申請書(第5号様式)により区長に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請には、第1項第1号の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、区が国民健康保険法による保険者として子どもに係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(平6規12・旧第12条繰上、平8規73・旧第9条繰下、平18規12・平19規74・平25規3・平28規14・一部改正)

(変更届及び現況届)

第13条 条例第8条第1項の規定による届出は、子ども医療費助成制度申請事項変更・受給事由消滅届(第6号様式)に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、子ども医療費助成制度現況届（第7号様式）により行うものとする。この場合において、区長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。

（平6規12・旧第13条繰上、平8規73・旧第10条繰下・一部改正、
平18規12・平19規74・平25規3・一部改正）

（受給資格消滅の通知）

第14条 区長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、子ども医療費助成受給資格消滅通知書（第8号様式）により、当該対象者であった者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（平6規12・旧第14条繰上、平8規73・旧第11条繰下・一部改正、
平18規87・平25規3・一部改正）

（添付書類の省略）

第15条 区長は、この規則により申請書又は変更届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を添付させることを省略することができる。

（平6規12・旧第15条繰上、平8規73・旧第12条繰下・一部改正）

付 則

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

付 則（平成6年3月30日規則第12号）

1 この規則中、第1条及び次項の規定は平成6年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

2 平成6年4月1日から同年6月30日までの間に行うべき医療費の助成に係る所得の制限について第1条の規定による改正後の墨田区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第7条第1項の規定が適用される場合においては、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成4年法律第5号）による改正前の地方税法附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第313

条第1項に規定する総所得金額) 」とする。

付 則 (平成8年9月30日規則第73号)

この規則中、第1条の規定は、平成8年10月1日から、第2条の規定は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成9年6月1日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月2日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日規則第48号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年9月30日規則第71号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

付 則 (平成11年3月31日規則第24号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日規則第33号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の墨田区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第2号様式(裏)及び第2号の2様式(裏)により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成12年10月1日規則第104号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成14年9月30日規則第73号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2号様式(裏)の改正規定は、平成14年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の墨田区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第1号様式(表)及び第7号様式により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成15年3月31日規則第23号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の墨田区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第2号様式により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成17年3月31日規則第28号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月30日規則第12号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年9月29日規則第74号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成18年12月13日規則第87号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年9月28日規則第74号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成20年3月31日規則第23号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年9月29日規則第76号）

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第6号様式により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成25年2月25日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年12月28日規則第106号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

付 則（平成28年3月9日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式(表)

年 月 日 申請									
<p>乳幼児・子ども医療証交付申請書(兼受給者台帳)</p> <p>墨田区長 あて</p> <p>子どもの医療費助成制度の医療証の交付について、次のとおり必要書類を添付して申請します。 なお、受給資格の審査のために必要な範囲で、課税状況、児童手当の受給状況、ひとり親家庭又は心身障害者に係る医療費助成の受給状況等について、墨田区の保有する情報により確認し、又は関係機関に照会することに同意します。</p>									
① 申 請 者	住 所	墨田区 丁目 番 号			被保険者証 記号 番号			※医療証 済・未 郵送(ノ)	
	連絡先 フリガナ	自宅電話番号 () 携帯電話 ()			被保険者氏名			※医療証添付 有・無	
	氏 名	フリガナ			加入 保険 の 状 況	子どもの保険 の資格取得日		※児童手当 同日申請時 同日申請時 後日申請時 未定 未結	
	個人番号	外国人通称名 ()			保険者名称			※児童手当 同日申請時 同日申請時 後日申請時 未定 未結	
	加入年金	1 国民年金 2 厚生年金 3 共済年金 4 未加入			保険者番号			※備考	
フリガナ	統 構 父・母 その他 ()			保険の種類	1 国保 2 国保組合 3 組合 4 協会 5 共済 6 その他				
② 対 象 児 童 の 状 況	フリガナ	性 別	生 年 月 日	生活保護	※受給者番号	※証区分			
	氏 名	男・女	年 月 日	有・無		乳・子			
	個人番号 フリガナ	性 別	生 年 月 日	生活保護	※受給者番号	※証区分			
	氏 名	男・女	年 月 日	有・無		乳・子			
	個人番号 フリガナ	性 別	生 年 月 日	生活保護	※受給者番号	※証区分			
氏 名	男・女	年 月 日	有・無		乳・子				
個人番号									
<p>◎裏面の注意をよく読んでから太枠内の欄を記入してください。</p> <p>◎記名押印に代えて、署名することができます。</p>									

(A4)

第1号様式(表)

注意事項

- 1 「住所」の欄は、住民票に記載されているとおりに記入してください。
- 2 「加入年金」の欄は、申請者が申請の日において加入している公的年金制度について、「1」から「4」までのいずれが該当するものを○で囲んでください。
- 3 「対象児童の状況」の欄は、申請者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)する児童について、記入してください。
- 4 「加入保険の状況」の欄は、対象児童が加入している健康保険について記入してください。
- 5 「保険の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
「国保」は国民健康保険、「国保組合」は国民健康保険組合、「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「共済」は国家公務員等共済組合、地方公務員共済組合、私立学校共済組合等です。
- 6 この申請書に添付する書類は、次のとおりです。
 - (1) 申請者が養育している児童の健康保険証
 - (2) 対象児童のうちに申請者自身の子ではない子どもがある場合には、父母とその子どもとの養育関係及び申請者とその子どもとの養育関係を明らかにすることができる書類
 - (3) 児童手当を受けている方は、児童手当認定通知書(児童手当認定通知書を提示することができる方は、上記(2)の書類は必要ありません。)
 - (4) 厚生労働省令の規定による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額認定証
- 7 この申請書について分からないことがある場合は、担当の職員にお尋ねください。

第2号様式(表)

① 医 療 証					
負 担 者 番 号					
受 給 者 番 号					
乳 幼 児	氏 名				男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日 生			
保 護 者	住 所	〒			
	氏 名				
有 効 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで			
上記の者は、墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の規定により、墨田区が 医療費の一部を助成する者であることを証明する。					
墨田区長 印					
交 付 年 月 日		年 月 日			

〔縦128mm〕
〔横 90mm〕

第2号様式(裏)

御 注 意

- 1 この証は、保険の自己負担分(入院の場合は、食事療養標準負担額相当額を除く。)を支払わずに受診するために必要となるので、大切に持っていてください。
- 2 この制度による診療を受けるときは、必ずこの証及び被保険者証を取扱病院、診療所、薬局(以下「病院等」という。)の窓口提出してください。なお、入院時食事療養を受けた場合は、食事療養標準負担額相当額を病院又は診療所に支払ってください。
- 3 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。
都外の病院等では使うことができません。
- 4 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、下記の窓口に医療費の支給を申請してください。
- 5 受給者の資格がなくなったとき、又は有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口に返還してください。
- 6 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口にこの証を添えて届け出てください。
- 7 この証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 8 不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

第2号の2様式(表)

⓪ 医 療 証			
負担者番号			
受給者番号			
子 ど も	氏 名	男 ・ 女	
	生 年 月 日	年 月 日生	
保 護 者	住 所	〒	
	氏 名		
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
<p>上記の者は、墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の規定により、墨田区が医療費の一部を助成する者であることを証明する。</p>			
墨田区長			印
交 付 年 月 日		年 月 日	

縦 128mm
横 90mm

第2号の2様式(裏)

御 注 意

- 1 この証は、保険の自己負担分(入院の場合は、食事療養標準負担額相当額を除く。)を支払わずに受診するために必要となるので、大切に持っていてください。
- 2 この制度による診療を受けるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に、取扱病院、診療所又は薬局(以下「病院等」という。)の窓口で提出してください。なお、入院時食事療養を受けた場合は、食事療養標準負担額相当額を病院又は診療所に支払ってください。
- 3 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。
都外の病院等では使うことができません。
- 4 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、下記の窓口に医療費の支給を申請してください。
- 5 受給者の資格がなくなったとき、又は有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口に返還してください。
- 6 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口にこの証を添えて届け出てください。
- 7 この証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 8 不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

第3号様式

第 号		子ども医療費助成制度 医療証交付申請却下決定通知書	
申請者	住 所		
	氏 名	様	
年 月 日付けで申請のあった医療証の交付申請については、次の理由により却下することと決定したので通知します。			
対象子ども氏名	(1)		
	(2)		
	(3)		
理 由			
年 月 日		墨田区長	印

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

第4号様式

子ども医療費助成制度
医療証再交付申請書

年 月 日

墨田区長 あて

住 所 丁目 番 号
氏 名

次の理由により、子ども医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負 担 者 番 号						
受 給 者 番 号						
子 ど も	氏 名					
	生 年 月 日	年	月	日		

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由

- 1 紛失 2 破損 3 汚損 4 その他
(具体的に書いてください。)

(A4)

第5号様式

子ども医療助成費支給申請書			
フリガナ		生年月日	年 月 日
子ども氏名 (対象者)			
保育園・幼稚園・学校等名称			
他の医療助成の有無	無・有(1 マル親 2 マル都 3 マル障 4 その他〔 〕)		
支給額は下記の口座に振り込んでください。			
振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	支店	口座番号 フリガナ 口座名義 (保護者)
		1 普通 2 当座	
<p>上記のとおり、必要書類を添付し、医療助成費の支給を申請します。 なお、支給申請額は、子どもの医療費の助成に関する条例により算定された額とします。 また、区が本助成のために必要な関係機関への照会を行うことに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>墨田区長 あて</p> <p style="text-align: right;">保護者 住所 氏名 電話</p> <p style="text-align: right;">①</p>			

(注意) 1 太枠の中を記入してください。
 2 番号を付けてある欄は、該当の番号を○で囲んでください。
 3 保険で付加給付のある場合は、申し出てください。

(A4)

第6号様式

子ども医療費助成制度申請事項変更・受給事由消滅届

受給者番号	子どもの氏名	生年月日	入 力
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	医療証

変 更 事 由	
1 住所が変わった。 (区内転居)	新 墨田区 丁目 番 号
	旧 墨田区 丁目 番 号
2 氏名が変わった。	新 フリガナ 受給者
	フリガナ 子ども
	旧 フリガナ 受給者
	フリガナ 子ども
3 加入保険が変わった。	種類 1 国保 2 国保組合 3 組合 4 協会 5 共済 6 その他
	被保険者氏名
	記 号 番 号
	保 險 者 番 号
4 年金が変わった。	1 国民年金 2 厚生年金 3 共済年金 4 未加入
5 その他	
変更年月日	年 月 日(保険変更の場合は、資格取得年月日)

消 滅 事 由	
1 他の市区町村に転出	転 出 先 年 月 日転出 家族構成の変化(有・無)
2 子どもを養育しなくなった。	理 由 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他() 年 月 日付け
3 生活保護受給	開始年月日 年 月 日
4 公務員になった。	勤 務 先 年 月 日付け
5 厚生年金をやめた。	退職年月日 年 月 日
6 死 亡 (受給者・子ども)	該 当 者 フリガナ 受給者 フリガナ 子ども 年 月 日
7 婚 姻	新 氏 名 と婚姻 年 月 日
8 その他	

上記のとおり、申請事項に変更があったので届け出ます。
受給事由が消滅した

住所 墨田区
墨田区長 あて 年 月 日 氏 名 電話 ()

(A4)

子 ども 医 療 費 助 成 制 度 現 況 届					
① 申 請 者	住 所	墨田区 丁目 番 号		電 話 ()	
	ふりがな	生年月日		統 柄	
	氏 名	. .			
	外国人通称名				
② 子 ど も	ふりがな	生年月日		男・女	
	氏 名	. .			
	ふりがな	生年月日		男・女	
	氏 名	. .			
<p>上記のとおり、子ども医療費助成制度に係る現況届を提出します。 なお、受給資格の審査のために必要な範囲で、住所、課税状況等について墨田区の保有する情報により確認し、又は関係機関に照会することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 墨田区長 あて 氏名 (印)</p>					
		③ 所得 状況		前年の所得額	円
				前年の扶養人数	人
				* 控除額合計	円
				* 控除後の所得	円
<p>注 意</p> <p>1 *の欄は、記入しないでください。</p> <p>2 今年の1月2日以降に墨田区に転入した方は、前年の所得を確認することができるもの(源泉徴収票、申告書の写し等)を添付してください。</p> <p>3 墨田区の保有する情報による確認に関する同意については、外国人の場合にあっては、「住所」とあるのは「住所及び在留資格」とします。</p>					
				* 医 療 証	済 ・ 未
				* 資 格 区 分	一般・特例・公務員・単独
				* 保 留	有 ・ 無
				* 保 留 事 項	所 得 ・ 年 金 ・ 保 険
				* 備 考	<input type="checkbox"/> 児童手当所得非該当確認

第8号様式

第 号		子 ども 医 療 費 助 成 受 給 資 格 消 滅 通 知 書	
申 請 者	住 所		
	氏 名	様	
次のとおり、子ども医療費助成の受給資格が消滅したので通知します。			
対象子ども 氏 名	(1)		
	(2)		
	(3)		
消滅年月日		年	月 日
消滅事由			
年 月 日		墨田区長 印	

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

第1号様式（表）

（平27規106・全部改正）

第1号様式（裏）

（平19規74・全部改正、平20規76・平25規3・平27規106・
平28規14・一部改正）

第2号様式（表）

（平18規87・平25規3・一部改正）

第2号様式（裏）

（平12規33・平12規104・平14規73・平15規23・平18規
87・平19規74・平20規23・平25規3・平28規14・一部改正）

第2号の2様式（表）

（平18規87・追加、平19規74・平25規3・一部改正）

第2号の2様式（裏）

（平18規87・追加、平19規74・平20規23・平25規3・平28
規14・一部改正）

第3号様式

（平17規28・全部改正、平18規87・平19規74・平25規3・平
28規14・一部改正）

第4号様式

（平6規12・平8規73・平17規28・平18規87・平19規74・
平25規3・平28規14・一部改正）

第5号様式

（平18規12・全部改正、平25規3・一部改正）

第6号様式

（平19規74・全部改正、平20規76・一部改正）

第7号様式

（平8規73・全部改正、平14規73・平17規28・平18規87・平

2 5 規 3 ・ 一 部 改 正)

第 8 号 様 式

(平 1 7 規 2 8 ・ 全 部 改 正 、 平 1 8 規 8 7 ・ 平 2 5 規 3 ・ 平 2 8 規 1 4 ・ 一
部 改 正)